

令和元年度第3回 市民参加制度審査会 会議録

日時 令和2年3月26日（木）

13時00分～14時13分

場所 逗子市役所5階 第2会議室

出席者 出石 稔会長 川戸 裕佑副会長 牧瀬 稔委員

安達 健委員

欠席者 石田 晴美委員 吉原 和行委員

事務局 市民協働部 石井 聡次長

市民協働課 中川 公嗣係長 平林 祐子主事補

（ 配布資料 ）

- ・令和元年度第3回市民参加制度審査会次第
- ・案件早見表（評価一覧表）
- ・追加意見調書
- ・審査・評価表

【市民協働部・石井聡次長】 それでは、定刻になりましたので、始めます。

このような状況の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、本日の定足数の確認をさせていただきます。定数6名に対しまして4名の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、過半数の出席があるものとしまして、条例施行規則第9条第5項の規定に基づき、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、資料の確認でございます。事前にお送りしておりますひもとじの調査書、それから、本日席上配付しました次第、それから案件の一覧表、横長のもの、それから、本日提出いただきます審査表をお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。こちらのうち審査表を審査会終了後に回収いたしますので、委員氏名をご記名いただくようお願いいたします。

本日の審査の概要ですけれども、全体で9件、それから追加で1件、それから、取下げとなったものが1件、この取下げについては、この事業自体を改めて見直すということになりましたので、取下げとなっております。それから、事後の評価案件が3件でございます。昨年の審査会の中で、調査書の中での記載漏れですとか、十分に事務局のほうで整理すべきというご指摘を頂きましたので、今回から全件、市民協働課のほうで事前にヒアリングを行いまして、調査書の内容が適切かどうかというのを一度見ておりますことを報告いたします。本日、おおむね2時40分までの約100分間で、1案件を8分前後というスケジュールを組んでございます。

それでは、まず最初の1件目のほうから入りますので、以後の進行は会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【出石稔会長】 それでは、こういう時世ですので、てきぱきとなるべく短時間で進めていきたいと思いますが、しかしながら、しっかりと市民参加制度審査会としての役割を果たしたいと思っております。

いつものことですが、令和元年度の市民参加の実施状況報告についての評価と、それから、令和2年度の実施予定案件の審査が所属ごとに入り交じっておりますので、ご確認ください。2番、9番、12番が令和元年度の評価で、残りは令和2年度に向けての市民参加の実施方法の審査となります。

では、まず1番、課税課の審査案件ですね、説明をお願いします。

(課税課)

【課税課・山田悟史課長】 課税課の審査案件といたしましては、名称が逗子市市税条例の一部改正（土地又は家屋等を現に所有している者の申告の制度化）というところでございます。

こちらの案件につきましては、令和2年度税制改正におきまして地方税法等の一部を改正す

る法律というものが今年、今度の4月1日公布予定ということでございますが、まだ現在は参議院で審議中ということで、法律自体はまだ成立はしておりません。こちらが公布予定ということに伴いまして、土地または家屋などを現に所有している者に対しまして、その氏名、住所など必要な事項を申告させることについて、この市税条例に規定するために改正をするものでございます。

固定資産税の納税義務者は原則としまして登記上の所有者でありますけれども、当該所有者が死亡している場合などにつきましては、現に所有している者、通常は相続人ということになります。相続登記がされない場合には、新たな納税義務者となる現に所有している者を課税庁、我々課税課が自ら調査いたしまして特定する必要がある、実際この調査については非常に多くの時間と作業量を要しているところで、迅速また適正な課税に支障が生じるというケースも、これは日本国内の自治体においては同様の事情でございますけれども、これらの課税上の課題に対応するために、この相続人などに対して、現に所有する者としての氏名、住所などを申告させるという制度を創設するというものでございます。この条例改正におきましては、現に所有者であることの申告を義務づけて、その手続とか無申告の場合の罰則についての規定などを行うことから、この市民参加制度において、その改正内容を周知するとともにご意見を聴取するものでございます。

こちらの調査書1に沿って改めてご説明いたします。対象の名称については、さきに申し上げましたとおりです。対象事項の区分といたしましては(2)に該当するものと考えております。主な対象者につきましては、市内にその固定資産を現に所有している者ということになります。事業の概要については、今ご説明したとおりでございます。

実施するこれからの参加の方法でございます。内容としましてはパブリックコメントの実施と、その他ということで説明会を実施する予定で考えております。具体的な周知、パブリックコメントにつきましては、ホームページの掲載、広報の7月号に掲載をする予定でございます。その閲覧場所につきましては、情報政策課情報公開関係の場所、本課課税課のカウンター等、あとコミュニティーセンター等、各市内の施設につきまして閲覧場所を設ける予定でございます。実施の期間としては、令和2年7月1日から同31日金曜日までの31日間ということで考えているところです。

今後の大まかなスケジュールといたしましては、そのパブリックコメントを7月中に行う予定というところと、市民説明会につきましては、その前の6月の段階で開催を考えているところでございます。このパブリックコメント終了後、改めてその頂いたご意見等を精査しながら、

9月の定例会に議案として提案をするという方向で考えているところでございます。

非常に雑駁ではございますけれども、案件のご説明としては以上になります。ご審査のほう、よろしく願いいたします。

【出石稔会長】 それでは、ただ今の案件につきまして、ご意見等ありましたらお願いします。

私から1つ、これは事務局に確認なのかもしれません。パブリックコメントは制度上問題ありませんが、今回のような説明会の場合、あるいはワークショップなどのように、コロナ対策で仮にできなくなってしまう可能性があり得ると思います。この案件も説明会も6月6日でしょう。現時点では開催できるかは分からないですよね。不要不急ではないとは思いますが、できないというケースが今後想定された場合、どうしますか。

【市民協働部・石井聡次長】 実際もう既にこの2月、3月で説明会を見送っているものが出ています。それが、例えば、どうしてもある決まった市議会の時期に提案しなければいけないというものでは今回はなかったもので、そのまま延期という形になっていますけれども、仮にそれが、このケースが該当するかどうかは別として、どうしてもどこかスケジュール的に決まっている場合は、一定、その手続を省いてというか、という形でやるのも、場合によっては考え得るのかなと考えています。

【出石稔会長】 こういう事態だから、余り言いにくいところですが、条例上の除外事項はないですよね。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【出石稔会長】 緊急を要する場合に当たるかどうかですが、この要件をやや拡大して適用するか、あるいは、説明会の実績としてゼロとか1名、2名というケースがやはり多いと思いますので、乱暴な言い方になりますが、実施することも考えられるのでは。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【出石稔会長】 であれば、それは多分、3密接の条件をクリアできると思います。だから、やるという手もあるでしょう。開催しなさいと言っているのではなくて、ほかの部局も市民参加の手続の中で気をつけてもらいたいし、それから、審議会についてもいろいろと見ていると、中止している自治体もあるし、今日のように実施したってもちろん構わないのだけれども、やはり万全を期してやる必要があるので、そこは柔軟に対応するということでしょう。ただし、市民参加の権利を奪うようなことはしないようにしなければいけないので、そこはそれぞれの案件を考慮して考えてほしいし、今回のこの件は説明会の日程が6月6日なので、できるかどうか分からないですよね。なので、これはこれでいいと思いますけれども、柔軟に、かつ市民

の権利を侵さないような配慮をしてほしい。違う市民参加のやり方にするとかです。

【市民協働部・石井聡次長】 はい、承知いたしました。

【出石稔会長】 ほか、いかがでしょうか。特によろしいですか。

では、これは適当とさせていただきます。ありがとうございました。

次、2番目、戸籍住民課ですね。お願いします。

(戸籍住民課)

【戸籍住民課・翁川昭洋課長】 戸籍住民課、翁川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、調査書2、市民参加の対象としない事項、緊急を要する行政活動の説明をいたします。

名称につきましては、逗子市印鑑条例の一部を改正する条例です。区分といたしましては、2番の条例改正と。対象者につきましては、成年被後見人ということです。

事業内容についてご説明いたします。成年被後見人の権利の制限に関わる措置の適正化等を図る関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑条例、印鑑登録証明事務処理要領の一部の改正がされたため、逗子市印鑑条例の一部を改正したものでございます。改正内容としましては、登録資格として成年被後見人が一律に印鑑の登録を受けることができないとされていた規定を、意思能力を有しない者と改正となりました。これにより、要件を満たした成年被後見人は印鑑登録が可能となったものであります。

実施時期は、令和元年12月14日ということです。理由としましては、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部の改正が、実施期日は令和元年12月14日とする国からの通知が11月19日に発出されたため、市民の権利保護の観点から、令和元年第4回定例会で速やかに審議を受ける必要があり、意思決定に緊急性を求められ、市民参加を行って意思決定をするまでの時間を費やすことができないものと、それが適当と考えられないものでありまして、という事項と判断しました。

なお、この議案の提出とともにホームページで改正内容を公表したものでございます。ホームページは議会の提出日の令和元年11月26日に掲載をしています。この掲載内容としましては、逗子市印鑑条例の一部改正に伴う市民参加上の手続としまして、令和元年第4回定例会に提案する条例の一部改正は、逗子市市民参加条例第7条第2項第1号、緊急を要する行政活動に該当するため、市民参加の手続は実施しませんということで掲載をしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

【出石稔会長】 これは評価案件ではなくて報告事項ですね。条例の7条4項に基づいて、既

に公表はされていますので、この審査会は報告事項です。ですので、我々が今持っている審査表の適当・不適当というたぐいにはなりませんので、ただ、質問は今受けますけれども、ただ報告を受けたというふうに事務局のほう、議事録を整理してください。

ご意見等ありましたら、お願いします。

よろしいですね。では、報告を受領したということにします。ありがとうございました。

では、第3、高齢介護課、お願いします。

(高齢介護課)

【高齢介護課・須田正二課長】 高齢介護課長の須田と申します。

【高齢介護課・堀田昌希副主幹】 高齢介護課の堀田と申します。よろしく願いいたします。

【高齢介護課・須田正二課長】 それでは、高齢者保健福祉計画の改定についてご説明をさせていただきます。

市民参加の対象事項の区分といたしましては、(1)計画等の変更というところになります。主な対象者といたしましては、市民及び事業者、この事業者というのは介護事業者ということでございます。

事業概要、逗子市が保険者である逗子市介護保険制度の令和3年4月から令和6年3月までの3か年におけるサービスの内容及び必要量、サービス提供に係る財源の内訳、そして、高齢者保険施策等の方向性について定める計画を策定するものです。3年ごとに高齢者福祉計画というのは改定がされますので、令和2年度について計画の策定を図るものです。

実施した市民参加の方法については、パブリックコメント、懇話会の開催等を予定しております。印はついてございませんけれども、意向調査というのは令和元年度に実施をしております。実施している市民参加の方法を選択した理由については、本計画において高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの推進に関して、広く市民及び関係者から意見を求めるためのものでございます。

次のページをめくっていただきまして、パブリックコメントといたしましては、ホームページ、広報、その他市公共施設で閲覧できるように、素案についてはそちらのほうで閲覧できるように予定をしております。

次をめくっていただきまして、審査会の委員の人数は全体で15人、公募市民は3名で、割合は20%となります。開催につきましては、そこに12月までの記載が5回、この5回を経た後、パブリックコメントを実施する予定でございます。次をめくっていただきまして、委員の名簿が表と裏にそれぞれ出ております。もう一枚めくっていただきまして、計画策定のスケジュール

ルがでございます。その黒いぼちというのが懇話会を開催する予定でございます。

簡単ではございますけれども、説明は以上です。

【出石稔会長】 では、この案件につきましてご意見、ご質問等、お願いします。

【川戸裕佑副会長】 事業概要にサービス提供に係る財源の内訳とあるのですが、財源についての意見をされる方は、この名簿でいうと、どこになるのでしょうか。

【高齢介護課・須田正二課長】 財源といいますと、国の補助金ですとか、あと保険料というのも入ってきます。保険料が改定されてきますので、当然、市民の方にも影響が出てくるかと思えます。

【川戸裕佑副会長】 それをこの懇話会で話をして、計画が。これは、じゃ、その額というのはもう決まっているものなのですか。

【高齢介護課・須田正二課長】 はい、3年間の介護保険で使うサービスの必要額というものを概算で出します。例えば180億円とします。その180億円の財源を負担する割合として、法定負担割合といって、国は何%、県は何%、市は何%、あと介護保険料として65歳以上の人たちから徴収する保険料については何%というのが法律で決まっています。サービス量を決定することによって、保険料がそれに準じて決まってくるので、そのサービス量を市が提案したことが妥当かどうか、市民の方ですとかサービス提供事業者の方に意見を求めるということが必要になってくると思えます。

【川戸裕佑副会長】 分かりました。ありがとうございます。

【出石稔会長】 ほか、いかがでしょうか。

私からですが、パブリックコメントの時期が明確になっていないですよ。12月から1月、これは想定されている日はないのですか。

【高齢介護課・須田正二課長】 ええ、まだ開催の日程が決まっていないものですから、12月の開催日が決まった後に実施します。

【出石稔会長】 懇話会ですね。

【高齢介護課・須田正二課長】 ええ、懇話会で決めまして、その後、正月を挟みますので、当然その分も計算して、三十何日かは実施する予定です。1月10日から中旬ぐらいまで。

【出石稔会長】 はい、分かりました。

あと、先ほどの説明の中で、この案件については既に意向調査を行っているという話がありましたよね。ですので、この事業が終わった後の評価を本審査会に出しますよね。そのときには意向調査にもチェックを入れてください。今回は、令和2年度はパブリックコメントと懇話

会をやるという意味でいいので、最終評価は、意向調査もやったということを挙げてもらって、意向調査の状況はどうだったかというのも評価では必要ですから。

【高齢介護課・須田正二課長】 はい、分かりました。

【出石稔会長】 では、こちらも適当という形にしたいと思います。ありがとうございました。
では、5、6、7と資源循環課さん。全部独立したものですよね。

(資源循環課)

【資源循環課・城田桃子係長】 独立したものです。

【出石稔会長】 では、1件ずつまいりましょう。

【資源循環課・城田桃子係長】 資源循環課の城田と申します。よろしくお願いたします。

【出石稔会長】 では、5番、お願いします。

【資源循環課・城田桃子係長】 1つ目が、一般廃棄物処理基本計画ということで、こちらは5年ごとに見直しを行うことになっているものなのですが、来年度、令和2年度を計画初年度とした10年間の計画を策定する予定となっております。

市民参加の対象事項の区分としましては、第1号ということで、当該事業の主な対象者は市民、事業概要は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づきまして、逗子市の総合計画ですとか環境基本計画との整合を図りながら、長期的、総合的視点に立って計画的に一般廃棄物処理施策を推進するために策定するものです。

市民参加の方法としましては、パブリックコメント、審議会と、その他の説明会を予定しております。資料としましては、廃棄物減量等推進審議会委員の名簿とスケジュールを添付しております。こちらにつきましては、まず素案を取りまとめましてから、9月頃に審議会にまず最初、諮問する予定です。審議会につきましては逗子市廃棄物減量等推進審議会に諮問をいたします。その後10月に市民説明会を開催予定としております。こちらの周知方法につきましては市のホームページと広報ずしを予定しています。その後、11月に再度、審議会でご意見を頂いてから、年明けの1月頃に答申をもらいまして、最後に2月にパブリックコメントを実施する予定です。

一般廃棄物処理基本計画についての説明は以上となります。

【出石稔会長】 それでは、こちらについてご意見等お願いたします。

説明会の期日も今後、10月中に行う予定で、これから調整するというのでいいですか。

【資源循環課・城田桃子係長】 そうですね、はい。

【出石稔会長】 私から、これは確認ですが、減量推進審議会の名簿中、事業者というのは全

部、市内の事業者ですか。

【資源循環課・城田桃子係長】 そうですね、はい、市内です。

【出石稔会長】 分かりました。

よろしいでしょうか。

では、この案件、適当といたします。

では、次、6番ですね、お願いします。

【資源循環課・城田桃子係長】 次が、逗子市災害廃棄物処理計画、こちらも対象事項の区分は第1号、主な対象者は市民です。事業概要としましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、同法に基づく廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改定に伴いまして、大規模災害により発生した廃棄物処理を迅速かつ適正に行うことにより、災害時における市民の健康、安全の確保や、速やかな復旧復興を可能なものとするために、災害廃棄物の計画的かつ適正な処理に関する基本的事項について、逗子市地域防災計画との整合を図りながら策定をするものです。

こちらにつきましては、市民参加の方法として、パブリックコメント、審議会と、その他として説明会となっております。こちらの予定としましては、素案を取りまとめ次第、9月にまず審議会に諮問をする予定です。こちらの審議会は逗子市廃棄物減量等推進審議会となっております。その後、10月に市民説明会を開催しまして、11月に再度、審議会でご意見を頂きまして、年明け1月頃に答申を予定しております。2月からはパブリックコメントの実施予定となっております。

こちらにつきましてはの説明は以上になります。

【出石稔会長】 基本的にその前の案件と同じ手続を取るわけですね。例えば、説明会は同じところで同じ時間で両方やるということですか。

【資源循環課・城田桃子係長】 いえ、時期がたまたま重なってはいるので、審議会については同時期にできるのですが、説明会はもしかしたら全然別の日で設定する可能性のほうが高いです。

【出石稔会長】 そのほうが妥当かもしれません。

いかがでしょうか。

【川戸裕佑副会長】 スケジュールにある、8月の広報ずし10月号締切りというのは、これは何でしょうか。

【資源循環課・城田桃子係長】 こちらはちょっと、市民参加対象事項、こちらの調査書に記

載するところはないのですが、ごめんなさい、うちのほうのスケジュールのところでは忘れないように、10月号に載せるための締切りが8月なので、載せているという。

【川戸裕佑副会長】 分かりました。ありがとうございます。

【出石稔会長】 よろしいでしょうか。

では、こちらは適当といたします。

6番のことを1点だけ、私から言っておきます。事業概要の文章が長過ぎます。中身は問題ありませんが、1文でこれだけ書かれると、私たちというより、これも公開されるから、市民目線としては妥当ではないですので、文章を短く切ってください。これはあくまでも書き方の意見です。内容については問題ないということです。

では、7番お願いします。

【資源循環課・城田桃子係長】 生ごみの収集・処理方法の変更について、説明させていただきます。

市民参加の対象区分としましては、第3号ということで、市民生活に重大な影響を与える制度の導入改廃となっております。主な対象者は市民です。事業概要、葉山町と共同で生ごみ資源化施設を葉山町に設置し、資源化を行うに当たりまして、新たな分別品目として生ごみを収集する必要があることから、収集の曜日、回数の変更や生ごみの処理手数料の設定、処理方法について決定をするものです。

市民参加の方法としましては、パブリックコメント、審議会、その他として説明会を予定しております。こちらは、制度設計の詳細についてはこれから詰めまして、審議会への諮問が令和2年度末の3月を予定しております。審議会のところに一応、9月、11月、1月も載せているんですけども、こちらについては審議会、先ほどの2件で開催しますので、そのときに途中経過を報告できれば審議会でも報告するというもので、載せております。なので、諮問するのは3月を予定してまして、パブコメについては令和3年度、再来年度ですね、2021年8月を予定しております。説明会も同時期の2021年8月を予定しております。

説明は以上になります。

【出石稔会長】 では、こちらについてご意見等をお願いします。

【川戸裕佑副会長】 市民としては、収集の曜日、回数などもそうなのですが、収集方法も気になるのですが、そこはもう決定していますか。

【資源循環課・城田桃子係長】 そちらについても、制度設計の中で収集の方法と、あと手数料を設定するのか、しないのか、そういったことも全て含めて、制度設計をしてから、でき上

がるのが3月あたりだろうというところになっております。

【出石稔会長】 これは葉山町との広域処理ですね。したがって、条例は自治体ごとのものだから、この案件は逗子市としては、先ほど言った再来年の8月にパブリックコメントをやるとして、葉山町はどのようになりますか分かりますか。葉山町が市民参加条例があったかどうか、忘れましたが、葉山町は葉山町で市民参加手続を取って、同時期に一緒にパブリックコメントをやるのか、それとも、おのおのばらばらとやるのか、そのあたりは分かりますか。

【資源循環課・城田桃子係長】 そうですね、工事が令和3年から、もう着工するのです、葉山が先に。2年度は葉山のほうで業者選定をして、3年度から工事をして、実際に生ごみの共同処理をすることになったとすると、令和6年度、2024年からという結構先の話なので、恐らく同時期ぐらいには開催することにはなると思うのですが、一応、別々のスケジュール感で、もしかしたら、なる可能性も。

【出石稔会長】 ただ、これはちょっと条例を越えた意見になるかもしれませんが、過去に横須賀市と三浦市がごみの広域処理で、埋立てと焼却をおのおの分担してやるという、あれは広域連合だったかな、いずれにしても、それで市民意見募集をやるときは手続を合わせたのですね。やはりそれは同じ案件だから、極力連携してやったほうが市民、町民のためになると思いますので、そのあたりは少し検討していただいたほうがいい。

【資源循環課・城田桃子係長】 説明がちょっと不足していたのですが、この共同処理をする方向で固まれば、地方自治法に基づく事務委託という形を取りますので、その手続が、議案の上程が令和3年度末、令和4年の第1回定例会ですね、を予定していますので、恐らく令和3年度中には両方とも、双方で手続が終わる形にはなると。

【出石稔会長】 分かりました。事務委託でやるのですか。なかなかおもしろいですね、よく事務委託は大きな自治体のほうに小さな自治体が委託するのだけれども、これはたまたま設置が葉山だから、葉山町に逗子市が委託するのですね。

【市民協働部・石井聡次長】 そうですね。

【出石稔会長】 おもしろいですね。はい、分かりました。

これですが、パブリックコメントは令和3年度になります。ちょうど来年の今の時期にもう1回やるのですか。

【市民協働部・石井聡次長】 そういう形です。

【出石稔会長】 それでまとめて、終わった段階で評価ということですね。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【出石稔会長】 はい、分かりました。

よろしいでしょうか。多分、我々は忘れてしまうので、また次回のときは説明よろしく願いします。

では、適当と評価いたします。ありがとうございました。

【市民協働部・石井聡次長】 今回の案件で付け加えですけれども、2市1町の広域のほうの実施計画は、今年、市民参加をやったのですけれども、それはスケジュールも鎌倉、葉山とそろえてやって、当然ですけれども、回答も一定、すり合わせをした上で、意見を頂いたものを公表しています。ご参考に。

(都市整備課都市整備係)

【出石稔会長】 都市整備課さんですね。

【都市整備課・鈴木繁課長】 よろしく願いします。

【出石稔会長】 それでは、8番の都市機能の整った快適なまち推進プランについての説明をお願いいたします。

【都市整備課・鈴木繁課長】 総合計画の中の実施計画の4章4節、都市機能の整った快適なまちへの進行管理を、現在までは総計審で行っていただいておりますが、今後、統一計画を設定しまして、進行管理を行いたいということでお出しいたしました。

つきましては、対象事項の区分としましては、(1)のとおりでございます。市の総合計画その他、市政の基本的な事項ということでございます。主な対象者は逗子市民ということですが、事業概要は、さきに説明させていただきましたが、第3章を先ほど述べなかったもので、失礼いたしました、4節4項以降は先ほどお話ししたとおりでございます。

実施した市民参加の方法はパブリックコメント、それから懇話会等を選択させていただきました。添付資料は以下におつけしておりますが、パブリックコメント等は行う予定でございます。本年の12月11日から来年の1月11日までの予定でございます。そして、懇話会についてでございますが、全体人数は13名を予定しております、公募の市民委員さんをお願いする予定でありまして、その人数は3名でございます。一応、来年度4月以降、年に4回ほど懇話会を開催させていただきたいと考えております。メンバーについても参考資料としまして一番最後に下葉に13名の予定メンバーをお出ししております。

雑駁ですが、以上でございます。よろしく願いします。

【出石稔会長】 それでは、ご意見等お願いいたします。

【安達健委員】 開催される懇話会は3回ですか。5月、8月、11月。

【都市整備課・津金直也主事】 そうですね、最後の1回が報告という形になりますので、これには含めていない。

【都市整備課・鈴木繁課長】 全4回のうちの懇話会自体は3回。大変失礼いたしました。

【出石稔会長】 今、気がつきましたが、これもまた事務局に聞くことになってしまうのだけれども、審査案件のときの調査書1の一番枠が広いところは、実施したではなくて、実施するですね。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【出石稔会長】 実施する市民参加の方法です。結果はこれでいいですけども、次回から直して、使い分けてください。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【出石稔会長】 よろしいでしょうか、その他。

懇話会のメンバーはいつ頃決まる予定ですか。

【都市整備課・津金直也主事】 4月中にはできれば、決めていきたいと思っております。

【出石稔会長】 その他、よろしいでしょうか。

では、こちらの手続も適当というふうに判断いたします。ありがとうございました。

今度は係が違うのですかね、今度は土木管理係。次が評価案件ですので、令和元年度に行った市民参加状況の結果になります。お願いします。

(都市整備課土木管理係)

【都市整備課・鈴木繁課長】 こちらは逗子市営住宅条例及び施行規則の一部改正についてでございます。

区分といたしましては、(2)市民に権利を与え、または義務を課し、もしくは市民の権利を制限する条例、その他市民生活について影響を与える条例の制定及び改廃を選ばせていただいています。主な対象者としましては、市営住宅の新規入居者が対象でございます。市民参加の方法は、パブリックコメント、その他、これは説明会を行っております。

審議会に諮らずに実施した理由といたしましては、第7条第3項のただし書きということで、当初、連帯保証人制度を撤廃する方針でございましたが、市民参加の対象事項としないものとしておりました。検討を重ねた結果でございますが、連帯保証人制度を維持して、極度額を設定することになりました。そのため、説明会及びパブリックコメントを実施したということでございます。

概略は、民法の一部改正によりまして、賃貸借契約の保証人を求める場合に、保証する極度

額、限度額とほぼ等しいかなと思います、決めなくてはいけないということになりまして、条例施行規則の改正に至りました。

また、市営住宅の入居の資格要件といたしまして、市民税の滞納がないということで制約を設けておりましたけれども、その対象の範囲を広げまして、市税ですね、具体的に説明させていただきます。住民税と。

【都市整備課・苅谷拓馬主事】 固定資産税。軽自動車税等ですね。

【都市整備課・鈴木繁課長】 雑駁なものから、はっきりなったということでございます。雑駁と言いますと正しくないかもしれませんが。

概略は以上でございます。

【都市整備課・苅谷拓馬主事】 あと、事前にご質問頂いていた連帯保証人についてのことなのですが、当初は民法改正に伴って、公営住宅の標準条例案から連帯保証人の要件が削除されたことに伴いまして、逗子市でも削除しようということだったので、検討を重ねた結果、連帯保証人が今現在、市営住宅の管理として、滞納の抑止力となったり、あとは入居者の方の緊急連絡先としての機能がありまして、また、独り暮らしの方の入居者が行方不明となったり、死亡された場合に、部屋の原状回復や荷物の処分等に、連帯保証人さんがいないと手続に相当な時間を費やしてしまうため、連帯保証人を、極度額を設定して、存続するということになりました。

以上です。

【出石稔会長】 結果的には、パブリックコメントも説明会もゼロということですね。

【都市整備課・苅谷拓馬主事】 はい。

【出石稔会長】 いかがでしょうか。ご意見等あれば、お願いします。

【川戸裕佑副会長】 対象は市営住宅新規入居者とありますが、新規入居者というのは普通は市内にどこかしらいる方なのですか。

【都市整備課・苅谷拓馬主事】 そうですね、基本的には市内の在勤か在住が1年以上ということなので、市外の方の可能性もあります。

【川戸裕佑副会長】 実際に入居された方というのはどういう方なのですか。

【都市整備課・苅谷拓馬主事】 これから、今までの。

【川戸裕佑副会長】 これからにしろ、今にしろ。

【都市整備課・苅谷拓馬主事】 ほぼ市内に住んでいらっしゃる方ですね。

【都市整備課・鈴木繁課長】 ちょっと細かい話をしますと、古い木造の市営住宅が多くて、

それを取り壊して集約化することをずっとやっけていまして、だから移し替えになるのですね。建て替えをして、どこかに一度、移転してもらっていて、入っていただくということで、もともとの市民の方がほとんど多いということでございます。もちろん、それだけじゃなく、公募もしていますから、その場合は在勤の方も申し込まれることがありましたので、その場合は市外の方ということでございます。

【川戸裕佑副会長】 分かりました。

【出石稔会長】 ほか、いかがでしょうか。

私からですが、今回のこの改正で、主な対象者はもちろん新規入居者でいいのだけれども、市民参加手続としては、誰が入る可能性があるか分からないから、当然市民全部が対象になるのですが、結果的に全部ゼロになっているというのは、なぜなのでしょう。極度額を定めるというので、現入居者については不利益はないわけですよ。

【都市整備課・苅谷拓馬主事】 現入居者の方は、連帯保証人制度に関しては今までのままなので、極度額は新たに設定せずにそのまま、現状のままです。

【出石稔会長】 なるほど。あと、市民税というのも、見方によったら、先ほどざっくりとという言い方しましたか。この書き方によると、市民税にプラスして固定資産税と軽自動車税が加わったようにも読めますが。

【都市整備課・苅谷拓馬主事】 そうですね。

【出石稔会長】 なので、その部分については、見方によると滞納の対象が広がるということではありますね。

【都市整備課・苅谷拓馬主事】 そうですね、はい。

【出石稔会長】 だけれども、意見が出なかったというのは、消極的に見れば、特に反対も何もしていないということなのかもしれないですが、一方でやっぱり、特に市営住宅に現に入居している人にとっては関わりのあることだから、ある程度、その人たちにはこの説明会の案内をすべきだったと思いますけれども、それはしていますか。

【都市整備課・苅谷拓馬主事】 新規入居者で新たに募集をかけたときに、その申込みの資格の要件としてということなので、現在入っていらっしゃる方に関しては適用はされない。

【出石稔会長】 分かりました。関心としては余り高い事項ではないと思うので、やむを得ないですかね。

よろしいでしょうか。

では、手続については適当というふうに評価いたします。お疲れさまでした。

続いて、10番ですね。

【市民協働部・石井聡次長】 すみません、ちょっと進行の都合上、予定時間と大分ずれてきてしまっていて、13番を先にお願いできますでしょうか。

【出石稔会長】 13番、まちづくり景観課。では、お願いします。

(まちづくり景観課)

【まちづくり景観課・須田透課長】 まちづくり景観課です。よろしくお願ひいたします。須田と副主幹の三澤です。

対象事業の名称ですが、逗子市耐震改修促進計画の改定となっております。対象事項の区分ですが、こちらは6号のその他、市の執行機関が必要と認める行政活動。こちらは総合計画に位置づけられた計画ではありませんので、6号ということで、内容的に、かなり専門的な内容ではあるのですが、ただ、地震災害に対する対応というのが必要性が高まってきている、あとは、この中で市や市民の取組について触れている点、あと、ブロック塀の倒壊防止などが含まれていますので、こちらは市民参加を行うということで6号にしています。

対象となるのは、市内の耐震性の劣っている建築物や工作物の所有者、管理者が主な対象者になります。こちらは今回、平成28年度からの5年間の計画、もともと平成21年度に策定しまして、当初は年数7年か8年かな、計画だったのですが、県の計画に合わせるということで、5年と。今回についても県が5年で策定していますので、5年の計画を予定しています。

実施する市民参加は、パブリックコメントとその他、説明会を開催します。この2つにつきましては、説明会についてはある程度、対象が耐震性の劣っている建築物等の所有者、管理者等に限定されるのですが、制度の周知を含めまして、広く市民に耐震の重要性や計画内容について知ってもらうという趣旨もありますので、説明会、あとは、広く意見を募集するためのパブリックコメントを実施します。パブリックコメントは令和3年1月29日から令和3年3月1日を予定しておりまして、これは委託事業として専門の事業者策定の委託をしますので、年度当初に業者の選定を行いまして、入札を行って、その後、策定作業ということで、案ができるのが年内ぐらいだろうということで、年明けからパブリックコメントを実施します。それに先立ちまして説明会を令和3年1月16日土曜日に市役所5階の会議室で予定をしておりまして、こちらの意見も含めて案を作成して、パブリックコメントを実施したいと思っています。

事業の概要は以上でございます。

【出石稔会長】 では、こちらについてご意見等お願いいたします。

かなり専門的な計画だと思うのですが、業者委託をするというのは、見方によっては

丸投げになってしまう可能性が高いですが、要するに、よくこういうケースというのは、専門家を入れた審議会みたいなものを立ち上げる自治体も多分少なからずあると思います。市としてはそれをやらずに、基本的に市が作って、それについてパブリックコメント、説明会というふうにされたのですが、そのあたりの考えは何かありますか。前回の平成28年のときも同じやり方ですか。

【まちづくり景観課・須田透課長】 同じやり方ですね。職員で基本的に、計画の概要というか、考え方は作れるのですが、データの処理とか、固定資産税の台帳からかなりの築年数とかデータを引っ張ってきて、その処理であったり、あと現地の調査があったりしますので、ちょっと労働力的に職員だけでは厳しいところを委託業者のほうにお願いするという意味で、委託をしますので、作りとしては職員で対応可能ということを考えています。

【出石稔会長】 市民参加とは直接関係ないのですが、その業者委託するときは、プロポーザルみたいな形でやるのですか。

【まちづくり景観課・須田透課長】 今のところ入札を考えています。

【出石稔会長】 安いところを入れると。

【まちづくり景観課・須田透課長】 そうですね、かなりまばらなのですね、各市町村、企業的に。ですので、前回も入札だったのですけれども、今回も入札で、事務処理、データ処理的には同じような作業になりますから、なるべく安いところということを考えています。

【出石稔会長】 数字というか、技術的なところが中心の改定ということですね。今、国交省なんかでもこういう計画というのは入札ではなくプロポーザルでやっています。いいものを作っていかなくはいけないということで。それは直接、市民参加と関係ないので、ちょっとした意見というか、コメントとして聞いてもらえればと思います。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、適当といたします。

【まちづくり景観課・須田透課長】 ありがとうございます。

(保育課)

【市民協働部・石井聡次長】 次は11番をお願いいたします。

【出石稔会長】 保育課さんですね。

【保育課・栗飯原なおみ副主幹】 保育課、副主幹の栗飯原と申します。よろしく申し上げます。

本日、保育課については、まず、保育所入所調整基準の見直しについてを対象事項とさせて

いただきます。対象の区分としては、(3)の制度の導入及び改廃ということになります。この事業の主な対象者としては、小学校就学前の児童及びその保護者となります。事業の概要といたしましては、保育所等の入所希望児童の利用調整を行う上での基準となります。実施した市民参加の方法としては、パブリックコメント、審議会等をさせていただいています。

利用調整基準の見直しの手法については、別添の資料のとおりとなります。市民参加対象事項の名称については、保育所入所調整基準の見直しについてとなります。パブリックコメントについては、周知方法としては市のホームページ並びに広報ずし、閲覧場所については、ここにチェックしてある情報公開係、担当課、小坪コミセンなど、関係があるところと、並びに市内の学童クラブ、子育て支援センター、保育施設など、実際に学齢前のお子さんが利用するようなところを対象としています。実施期間としては、2年9月1日から9月いっぱいを考えております。利用調整基準としては、より市民の保護者の方が平等に入れるようなところを主眼として、毎年見直しの必要があれば改定させていただいているという状況です。

【川戸裕佑副会長】 今回は改定はあるのですか。

【保育課・栗飯原なおみ副主幹】 今、社会問題として保育士不足がすごく深刻な問題になっているので、市内の保育園の保育士さん、親御さんの職業が保育士さんの場合は加点をして、より多くの保育士さんを確保することが待機児童対策にもつながるというところで、その加点をさせていただいているのと、あとは、最近やはり双子とか三つ子が増えている事情があるので、なるべく、多胎児の場合は親御さんの物すごい負担があるので、それを軽減するために少し優先度を上げていこうという考え方です。あとは、地域型保育所といたしまして、ゼロ、1、2歳しか入っていない小規模のお子さんが卒園したときに、次の受け皿、一般の認可保育園に入るんですけども、その優先度を上げてあげないと、卒園したときに行き先がなくなってしまうことをなくすようにして、なるべく入所した親御さんが困らないような制度を考えております。

【出石稔会長】 説明が1個落ちたけれども、子ども・子育て会議を審議会として3回、開くんですね。

【保育課・栗飯原なおみ副主幹】 はい、すみません。

【出石稔会長】 パブリックコメント前に2回開いて、パブコメ後に案を報告するということですね。

【保育課・栗飯原なおみ副主幹】 そうですね、はい。

【出石稔会長】 ご意見等はございますか。

こども会議は、これは附属機関ですね。

【保育課・栗飯原なおみ副主幹】 はい。

【出石稔会長】 子ども・子育て法に基づく審議会。

よろしいでしょうか。

では、適当といたします。

12もそのままいいですか。

【保育課・栗飯原なおみ副主幹】 はい。

【出石稔会長】 12は結果の評価ですね。お願いします。

【保育課・栗飯原なおみ副主幹】 保育所条例の一部改正、自由契約の条文の削除ということになります。

市民参加の対象事項の区分としては、(2)市民に権利を与え、または義務を課し、もしくは市民の権利を制限する条例、その他市民の生活に重大な影響を与える条例の制定及び改廃になります。主な対象者としては、小学校就学前の児童並びにその保護者となります。

実施した市民参加の方法については、パブリックコメントと審議会で、子ども・子育て会議のほうでも議題に上げさせていただいています。保育所条例の一部改正に当たりますので、周知方法としては、市のホームページ並びに広報で、閲覧場所は先ほど申し上げたのと同じになります。実施期間については、今年の9月2日から10月1日までになります。結果の周知方法としては、ホームページとなっています。出された意見のほうでゼロ件ということになります。

以上です。

【出石稔会長】 では、これは結果、ゼロ件。あとは審議会で3回、議論されているのですね。子ども・子育て会議ですね。

【保育課・栗飯原なおみ副主幹】 はい。

【出石稔会長】 何かございますでしょうか。

子ども・子育て会議では何か意見出ましたか。

【保育課・栗飯原なおみ副主幹】 特に意見は、もともとこの私的契約という制度はあったのですけれども、利用者がもう、待機児童がいる状態の中では、もう実際のところはなかったもので、特に皆さんから意見はなかったです。

【出石稔会長】 なるほど。議会のほうも特に、全会一致の可決ですね。

【保育課・栗飯原なおみ副主幹】 はい。

【出石稔会長】 分かりました。

よろしいでしょうか。

では、適当といたします。ありがとうございました。

【保育課・粟飯原なおみ副主幹】 どうもありがとうございました。

(下水道課)

【出石稔会長】 10番できますか。

【市民協働部・石井聡次長】 10番でお願いします。

【出石稔会長】 お願いします。

【下水道課・新倉良枝課長】 下水道課の新倉と申します。よろしく申し上げます。

逗子市下水道事業経営戦略の策定ということで出させていただきます。対象事項の区分といたしましては、1番、市の総合計画その他市政の基本的な事項を定める計画、もしくは基本方針の策定または変更ということで出させていただきました。主な対象は市民全般ということで、事業の概要につきましては、こちらにありますように、将来にわたって市民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続するための中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定するということとなります。

市民参加の方法につきましては、パブリックコメントと審議会を予定しております。スケジュールにつきましては、資料をつけさせていただきましたとおりとなります。審議会につきましては11月を予定しております。その後、パブリックコメントということで予定しております。こちらの市民参加の方法を選択した理由は、総務省が公表したガイドラインにおいて、策定の各段階で住民に適切な説明を行い、その理解を得るように努めることとなっております。また、学識経験者、専門家等の知見を活用することが望ましいとされているため、専門家による下水道事業運営審議会の方法を選んでいるということになります。

附票のほうにいきまして、パブリックコメントにつきましては、基本的に置かなければならない市の施設のほうに閲覧場所として置かせていただくのと、市のホームページ、広報ずし11月号で周知するというのを予定しております。実施期間につきましては12月上旬から1月上旬、30日以上ということで予定しております。

次の附票に移りまして、審議会のほうなのですが、こちらは逗子市下水道事業運営審議会というところに意見聴取をしたいというふうに思っております。構成につきましては、学識、それから関係機関の職員ということで、資料をつけさせていただきますが、県の企業庁水道局鎌倉営業所の所長さんをお願いをしております。それから、市民委員5名ということで、こちらは市民生活に密着した事業であるということで公募委員を多めに、それから小学校区ご

とに出ているということになっております。

以上になります。

【出石稔会長】 それで、これは欠席委員から質問が入っていて、審議会メンバーの公募比率が71.4%と高く、結構なことと思いますが、特別な理由があるのでしょうかという質問が入っております。この点は何か。

【下水道課・新倉良枝課長】 今ちょっとご説明させていただきましたとおり、市民生活に密着した事業であるということで、各小学校区から1名、公募した上で各小学校区ごとに選ばせていただいているということで対応させていただいております。

【出石稔会長】 では、ご意見等お願いいたします。

若干懸念するのが、下水道事業ってやはり特別、市民に非常に影響は大きいけれども、一方でかなり専門的などところもありますよね、管の口径とか、そんな話もあるでしょう。それで専門家が、たまたま私の大学の先生ですが、1名ということは、この人の考えにかなり引っ張られてしまうのではないですかね。そういう心配はないですか。というか、そもそもこれはこのための審議会ではないですよ。

【下水道課・新倉良枝課長】 このための審議ではなく、意見聴取の機会としてこの審議会を利用させていただくということで、策定に当たりましては、別の形でアドバイザーをお願いして、策定の一部に関わっていただく予定にしております。

【出石稔会長】 分かりました。その方がある意味、専門家ということになるのですね。

【下水道課・新倉良枝課長】 そうですね、国のほうでのアドバイザーとして登録された方に来ていただくということにしています。

【出石稔会長】 分かりました。下水道事業運営審議会というのは、下水道条例に基づく審議会ですか。

【下水道課・新倉良枝課長】 はい、そうですね、下水道事業運営審議会設置条例という。

【出石稔会長】 はい、分かりました。

いかがでしょうか。

【川戸裕佑副会長】 これは、策定の各段階で住民に適切な説明を行い、その理解を得るよう努めることということなのですが、これは説明会とかではなく、少数の審議会でするのとはなぜですか。

【下水道課・新倉良枝課長】 2つ以上の方法を選択というふうになっておりまして、パブリックコメントも行いますので、それと併せて専門的な知見からご意見を頂くということと、公

募市民の方も比較的多めに入れさせていただいていますので、そういった部分でこちらの審議会の意見をということと、経営に関わることなので、下水道事業運営審議会のほうは使用料の関係とかも審議していただく機関ですので、適切な機関として対応していただけるかなということで、この2つにさせていただいています。

【川戸裕佑副会長】 審議することがあると、審議会にするという感じですか。要は、広く知ってもらったのなら、説明会がいいのかなと思ったのですが。

【下水道課・新倉良枝課長】 今回は審議会ではあるのですが、この経営戦略の案に対してのご意見を頂く場として、この審議会を活用させていただくということで考えております。

【出石稔会長】 裁量の範囲だとは思いますが、確かに国が出しているガイドラインがそういうことであれば、本当は、どの程度の内容なのか分からないですが、それだけ市民に密接に影響があるとしたら、最終的な報告の説明会みたいなのもいいと思うのですが、そういうのはどうですか。

【下水道課・新倉良枝課長】 そうですね、下水道事業の経営の10年の見通しとかそういったものを、中長期的にということを出していくものなのですが、先ほど会長がおっしゃられていたように、なかなか専門的な内容も含まれてくるかと思っておりますので、また、市民に直接関わるような使用料の改定や何かの部分につきましては、その段階、段階で説明会なども検討したいとは思っているのですが、事業の経営全体に関わるということになりますので、まずは専門的な機関と、あとはパブリックコメントで進めさせていただければなというふうには思います。

【川戸裕佑副会長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 例えば、この中で適正な受益者負担みたいなものが入ったとしたら、その都度、もし下水道料金を改定するときには、市民参加条例ではまた違う項目になりますね。条例の改正になるので、そこでまた市民参加手続を行うということですね。

【下水道課・新倉良枝課長】 はい、そうです。それは考えております。

【出石稔会長】 そういうことであれば、いいのではないですかね。

ほか、よろしいでしょうか。

よければ、適当といたします。ありがとうございました。

【下水道課・新倉良枝課長】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 これで全部ですか。

【市民協働部・石井聡次長】 はい、以上でございます。

【出石稔会長】 ご協力いただきまして、大分予定よりも早く終わることができました。

では、事務局に返します。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございます。

【牧瀬稔委員】 すみません、1件だけ。質問じゃないのですけれども、今回全て、条例上の手続はできていると思うのですけれども、過去もそうですけれども、毎回あれですよ、パブコメゼロ人とか、あるいは説明会ゼロ人とか、そういうのが多いですよ、ゼロ、ゼロという。条例上はしっかりやっているのですけれども、例えば、こういうことはできないのでしょうか。パブコメに何件集めるとか、そういう目標値というのはやっぱり設置したらまずいのですかね。あるいは、説明会に何人集めるとか。例えば、5人集めるよという目標値があって、2人だった場合は、その後、PDCAを回せますよね。目標が高かったのか、あるいは低かったのかということもそうですし、何で5人いかなかったか考えられますよね。なので、それがいいか悪いかということは議論したほうがいいかなという気がするのですけれども。そういう目標値がない限りは、ただやればいいやという感じになっちゃうので、市民参加手続は踏んでいるのですけれども、結果的にはゼロ人。ゼロ人ばかりになってしまうなという気がするので、その辺はちょっと来年度以降、検討してもいいのかなということは思いました。

あと、それに関連してなんですけれども、パブコメが2月、3月にかけてやる、と幾つかあるのですけれども、例えば、4月から事業とかを展開する場合というのは2月、3月では遅いと思うのです。いつからやるか分からないのですけれども。多分、2月、3月にしているということは、多分パブコメはゼロ件だとか、そういうことを踏んでやっているのかなと思ってしまっているので、やっぱりある程度、市民参加手続はしっかりされているのですけれども、これからは中身というか、数も集めていかないとなまずいのかなという感じがします。ただ、そういう意見がある一方で、高いのがいいのかという議論もあると思いますので、高ければいいのかという話もありますから、そんなことも次回以降、次年度以降ですか、検討されるといいのかなというところはちょっと思いました。

私からは以上です。

【出石稔会長】 大変いい意見だと思いますので、議事録に残してもらって、目標で、達成しなかったら駄目という意味でもないし、後半に言われたほうが私も気になります。ゼロを想定してやっているというのは感覚的に分かります。現課にとってみれば仕方ないのですが、いろいろな意見を聞くというのは大事なことだと思うので、目標を立てれば目標に向けていろいろなかたちで行動しますよね。事務内部でも検討してもらって、例えば、この様式の中にそうい

う項目を設けるとか、考えてみてもらえたらいいのではないかと私も思います。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございます。パブリックコメント、なるべく気軽に意見を出していただけるような工夫というのは、わざわざ書かなくても、例えばネット上に、ホームページに穴を開けておいてフォームを埋めていけば自動的に送信できるとか、そういったことはやっているのですけれども、現実には、見ていただいているとおりに、かなり減っているというのが現実です。過去に、そういう意味では、大分意見が集まってうまくいった例というのは、説明会の場に来ていただいて、その説明会に出ていただいた意見を、全てそれをパブリックコメントとして承って、個別に回答はしないけれども、きちんと整理をして、いついつまでに回答を作りますといったケースは大分、うまくいっているのかなというのがあります。なので、そういった意味では、そういった提案といいますか、こちらの事務局としては情報提供を、こういった案件があるたびに、よそではこういう形で説明会をやって、それを意見として件数として上げている例もありますよと。そういうことはやってまいります。改めて、目標とかということも含めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【出石稔会長】 あとは。

【市民協働部・石井聡次長】 すみません、大分何年もやっている書式にもかかわらず、先ほどの冒頭のところにありましたように、まだ制度として至らない点がありましたので、まず、そちらについては改めて改善していきたいと思います。ありがとうございます。

今の委員の皆様の任期が5月までですので、特段何もなければ、これが任期としては最後の会になります。また改めて再任のお願いに上がることになろうかと思いますが、一旦ここは一つの区切りでございますので、これまでのご協力に感謝いたします。どうもありがとうございました。

【出石稔会長】 お疲れさまでした。

【市民協働部・石井聡次長】 本日の会議は以上となります。

どうもありがとうございました。

— 了 —